



ろうサポNews 2021年9月号

〒277-0005 柏市柏 2-7-23 コササビル 2F

Tel:04-7192-8391 Fax:04-7192-8392

E-mail: kawamura@gogo4864.jp

HP: <http://www.gogo4864.jp/>

所長 特定社会保険労務士 川村由里子



社会保険労務士事務所
柏ろうむサポート



士業専門シェアオフィス
シナジア



いつもお世話になっております。所長の川村です。
今年の夏は、猛暑あり台風あり長雨あり…と大変な
天候でした。夏の疲れ、合わせて自粛疲れが出ません
ようにお祈りいたします。
その中でも東京オリンピックの選手達の活躍はスポー
ツ好きな私にとって、ワクワク胸躍る清涼剤のような
時間でした。皆さまは感動した種目はありましたか？



先日、一斉メールでもお送りしましたが、10月から最低賃金
額が変更されます。しつこくてすみません苦笑

千葉県 925円→953円

茨城県 851円→879円

東京 1013円→1041円

※上記は「特定（産業別）最低賃金」の対象産業に該
当しない場合です。

こうして原稿を書いているあいだにも全国各地で感染者数
が日々最多更新されています。そして事務所でも8月半ば
にとうとう感染者発生との相談がありました…。デルタ株の恐
怖がじわじわ迫っている感があります。皆さまの職場では
すでにしっかり予防されていると思いますが、念のため、感
染者発生した場合の**初動対応をイメージ**しておくことをお勧め
いたします。ぜひこちらのサイトをご覧ください。



とても盛沢山なサイトですが、参考資料として「感染者が
発生した場合の公表文例」を以下に紹介いたします。

簡易バージョン

2020年○月○日
株式会社 ○○
総務・広報グループ 広報担当

当社における新型コロナウイルス感染者の発生について

2020年○月○日、当社○○営業所に勤務する従業員1名が新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していることが判明いたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

- 感 染 者 : 当社○○営業所に勤務する社員 1名
(住所・建物名・階数 等)
- 濃厚接触者 : 現在、所管保健所の指導のもと確認中
- 経 緯 : ○月○日(曜日) 症状を覚知、
○月○日(曜日) PCR検査を受検、
○月○日(曜日) 午後陽性が判明、
※ 最終出勤日: ○月○日(曜日)
- 対 応 : ○月○日(曜日)、感染疑いがある従業員の連絡があったため、
同日、当該従業員の行動範囲の共用部の消毒作業を実施。
- 消 毒 箇 所 : 営業所内、ビル通風口、共用廊下、トイレ、給湯室

今後につきましては、所管保健所をはじめ関係機関と連携し、感染拡大防止に向けて最
大限努力して参ります。

皆様方には多大なるご迷惑をお掛けしますこととお詫言申し上げますとともに、何卒ご
理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 株式会社 ○○ 総務・広報グループ 広報担当 △△
TEL: 03-XXXX-XXXX / e-mail: ○○○○○@co.jp

両書式とも、
貴社の状況に応じて
加筆・修正すること

この資料を使うことのないように切に願います。

東京商工会議所サイト

『職場でコロナ感染が疑われたら読む

ガイド』(検索してください)

<https://tosho-antenna.jp/entry/covid19-guide4>



教えて！ろうサポさん

このコーナーでは、人事労務管理の実務面で多く寄せられるご質問について、社長とろうサポスタッフの会話形式で、分かりやすくポイントをお伝えします。



Vol.7 雇用形態変更した時、いつから社会保険料の変更になるの？

社長：パートのAさん、先月から正社員になって給与も時給から月給になったんだよね。社会保険料も変更になるよね？月給〇〇円なんだけど、保険料の金額教えて。

ろうサポ：Aさん、正社員になられたんですね！社会保険料ですが、雇用形態が変わってもすぐには保険料変わらないんですよ。

社長：そうだったの？！いつから変わるの？

ろうサポ：お給料が変わった月から3か月後に社会保険の等級が変更になるかチェックします。御社のように社会保険料を翌月控除する会社様の場合で、8月に昇給されたAさんの場合・・・

8月	9月	10月	11月	12月	1月
昇給	給料変更			改定月	保険料変更

□ 今までの保険料 ■ 新しい保険料

社長：すいぶん先になるんだね。忘れそうだなあ。

ろうサポ：3か月後に賃金台帳をお送り頂くようお声がけしますね。お手続きはお任せください！

固定的賃金の変動があった場合、雇用形態の変更だとしてもすぐに保険料は変更にはなりません。



保険料が変更になるタイミングにはお気をつけください。わからない時はろうサポまでお問い合わせください！

労務TOPICS

厚生労働省が「無期転換ルール」で初の実態調査結果を公表



◆「無期転換」について初の調査

厚生労働省は、「有期労働契約に関する実態調査」の結果を公表し、有期労働契約者の契約更新が通算5年を超えると無期契約を申し込める権利が発生する「無期転換ルール」（2013年4月施行の改正労働契約法により新設）の実態を初めて明らかにしました。調査は、昨年4月時点で5人以上を雇用している企業5,662事業所と、今年1月時点での労働者6,670人に対してそれぞれ行われたものです。

◆約3割が無期転換申込権を行使

調査結果によると、有期労働契約者を雇用している事業所の割合は41.7%でした。そのうち、2018～2019年度に無期転換ルールによる無期転換を申し込む権利が生じ、その権利を行使した人の割合は27.8%、無期転換を申し込む権利を行使せず継続して雇用されている人の割合は65.5%でした。また、無期転換を申し込む権利を行使した人の割合を事業所の規模別にみると、1,000人以上の事業所が39.9%、300～999人の事業所が22.2%、100～299人の事業所が22.3%、30～99人の事業所が17.1%、5～29人の事業所が8.6%となりました。従業員数が多い事業所になるほど、無期転換の権利を行使する割合が高くなっています。



◆無期転換を希望しない理由は？

一方、有期労働契約者に対する調査では、無期転換の希望の有無について「希望する」と回答した人の割合が18.9%、「希望しない（有期労働契約を継続したい）」が22.6%、「わからない」が53.6%でした。無期転換を希望する理由は、「雇用不安がなくなるから」が最も高く、「長期的なキャリア形成の見通しや、将来的な生活設計が立てやすくなるから」、「その後の賃金・労働条件の改善が期待できるから」などが続いています。また、希望しない理由は、「高齢だから、定年後の再雇用者だから」が最も高く、次いで「現状に不満はないから」、「契約期間だけでなくとも意味がないから」となっています。

◆4割が「無期転換ルール」を知らない

有期労働契約者が労働契約法における無期転換ルールに関して知っている内容（複数回答）について、問われた内容のどれか1つでも知っている人の割合は38.5%でした。知っている内容については、「契約社員やパート、アルバイト、再雇用者など呼称を問わず、すべての労働者に適用される」と回答した人は68.9%と最も高く、次いで「契約期間を通算して5年を超えても、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない」が51.9%、「無期転換ルールが適用されるのは、2013年4月1日以降に開始（更新）された、有期労働契約である」が46.0%でした。一方、「無期転換ルールという名称は聞いたことがある」と回答した人は17.8%、「無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない」が39.9%と、4割の人が制度そのものを知らないことがわかりました。

無期転換ルールが新設されて8年が経ちますが、制度について十分に認知されているとは言えないのが現状です。厚生労働省では3月から、無期

転換ルールの見直しをテーマとする検討会が始まり、議論を重ねています。有期契約労働者と企業がお互いにルールの内容を理解し、ルールが適切に運用されることが望まれます。



雇用保険の高年齢被保険者の特例とは？

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、高年齢被保険者の特例に関する規定が令和4年1月1日から施行されます。それに伴い、令和3年7月21日に、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第125号）」が公布されました。以下で、高年齢被保険者の特例の概要について紹介いたします。

◆現行制度

雇用保険法（昭和49年法律第116号）6条1項1号において「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」については、雇用保険法の適用除外となっています（1事業所で週所定労働時間が20時間以上の者は適用）。複数の事業所で就労する場合は、それぞれの事業所ごとに適用要件を判断、労働時間は合算しません。

◆高年齢被保険者の特例とは

令和4年1月1日より、複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、本人の申出を起点に、2つの事業所の労働時間を合算して、「週の所定労働時間が20時間以上である」ことを基準として雇用保険が適用されることとなります。

◆制度の対象者（高年齢被保険者）となるための要件

要件は次のとおりです（雇用保険法37条の5第1項各号）。

① 2つ以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者

② 上記①のそれぞれ1つの事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満

③ 上記①のうち2つの事業主の適用事業（申出を行う労働者の1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限る）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上

◆高年齢被保険者の特例の申出

高年齢被保険者の特例の申出は、当該申出を行う者の氏名、性別、住所または居所および生年月日、当該申出に係る事業所の名称および所在地、当該申出に係る適用事業における1週間の所定労働時間などを記載した届書に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとされています。

公共職業安定所は申出の内容を確認し、本人および各事業所に通知します。なお、資格取得の場合は申出の日被保険者の資格を取得します。

◆事業主の留意点

事業主は、高年齢被保険者の特例の申出を行うとする者から当該申出を行うために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければなりません。また、事業主は、労働者が申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはなりません。

コロナ禍で転職検討者が増加傾向



◆コロナ禍で転職を考える人が増加

株式会社 MyRefer が行った「コロナ禍の転職意向調査」によると、コロナ禍において、転職を考える人が増加していると言います。この調査では、

回答者のおよそ8割が「転職を考えた」としています。その理由としては、「会社や事業の将来性に不安を感じたから」（53.6%）、「働き方を変えたいから」（42.4%）、「自分のキャリアを見つめ直したから」（36.4%）が上位でした。会社や事業の将来性に対する不安や、働き方についての価値観の変化から、転職を考える人が増えたと言えます。

◆人材の確保に向けて

調査では、転職を考えた人のなかで、実際に転職をした人は1割程度でした。しかし、いずれは実行に移そうと考える転職予備軍が一定数いるとも考えられます。

では、自社の離職を防ぐには、あるいは転職先として選ばれるためには、どのようなことに留意すればいいのでしょうか？

まずは、前述の転職を考えた理由に対処することです。つまり、自社のビジョンを明確に伝える、労働者の働き方の希望やキャリアプランを把握し、それに応えていくこと等が考えられます。

次に、転職を考える人が重視する項目に対処することも有効でしょう。主なものとしては、①給料 ②残業量や休暇日数・勤務体制 ③勤務地があります。③はもちろん、①や②も急に改善することは難しいかもしれませんが、しかし、自社が他社に比べて、これらの項目でどのような位置にあるのか、少なくとも現状を把握することは必要でしょう。転職がポジティブにとらえられる時代が来ています。人材確保のために何ができるのか、あらためて考えてみてはいかがでしょうか。

コロナで転職を考える人が増えている今、良い人材を確保するために、ろうサポでは採用支援を行っています。詳しくは次のページをご覧ください！（い）

事務所からのお知らせ

★9月分(10月払い*翌月控除の場合)

給与から社会保険料が変わります。

自社で給与計算されている会社様は保険料の控除額にご注意ください。

★10/1~地域別最低賃金が改定される予定です。

千葉県: 953円 埼玉県: 956円

東京都: 1041円 茨城県: 879円

★今月の同封物

・ろうむプラス 9月号

今日のオススメ!

9/9(木)14:00~
コロナ感染の予防対策
について、川村が
ポイント解説します

お世話になってます★

ろうサポーターズ

いつもろうサポを支援してくれている方々をご紹介します♪
今回は、企業向け出張マッサージを行っている、『カラダ
会議室』の山名真悟さんです! 福利厚生の一環で、今年か
ら月に2回に増やしました! マッサージは至福の時間(*^^*)



腰痛持ちの山名さん
マッサージを受けて、
体の軽さが驚異的に変わりました。
また、施術中の音楽もとても
好き。その日のランチはオススメの
気になった方はこちらで検索
<https://karada-k.net/>

あーそそ!! かわいい〜

~それぞれの夏休み2021~

今年も、WITHコロナ・ステイホームな夏休みでしたね・・・
スタッフもそれぞれの夏休みを過ごしたようです。

専大松戸①1回戦
センバツ準優勝校撃破!!
私の母校「専大」が2度目
の甲子園出場!! 1度目は1
回戦敗退だったので、今回
1回戦で快勝したのは喜
びです。残念ながら
2回戦目で負けてしまいましたが
スリッパに聞いた校歌が頭から
離れません。

対戦相手	スコア	試合時間
専大松戸①	3-0	10:00
専大松戸②	3-0	10:00
専大松戸③	3-0	10:00
専大松戸④	3-0	10:00
専大松戸⑤	3-0	10:00
専大松戸⑥	3-0	10:00
専大松戸⑦	3-0	10:00
専大松戸⑧	3-0	10:00
専大松戸⑨	3-0	10:00
専大松戸⑩	3-0	10:00

おおおわが母校〜

高橋

今年のお盆休みは、雨雨雨
だったので、stay homeを満喫
でき、我が家の兄弟2人は日中
ずっとサッカーをしていました。
トーナメント表を手作りし、並派
世界大会です。今はオセロとUNO
家にずっとというケンカも多々
が、楽しめた夏休みでした。

柏ろうむサポート「働き方改革」支援ツール

1 クラウド管理システム(セルズドライブ)の提供
顧問のお客様との連絡ツールです。社員各人の
マイナンバーも安全に管理できます。

2 セルズ「有給カレンダー」の提供【無料】
2019年4月より年次有給休暇の取得義務化が
スタートしました。「有給カレンダー」はExcel
ベースなので使いやすく法改正に沿った管理が
できます。資料あり。

3 クラウドシステム「ジョブカン」割引
勤怠管理から給与計算までの連動したシステムで
す。「認定アドバイザー」としてお客様には特別価
格にてご案内可能です。パンフレットあり。

4 採用応援サイト
indeedやGoogle おしごと検索で上位表示
を目指した自社採用サイトを作成します。求職者
が応募したくなる求人情報の作成を御社を良く知
る担当スタッフが行います。

5 デライト式カード研修
承認力を身につけ実践する『承認カード』、社員の
持ち味を見える化する『持ち味カード』、社会人基
礎力を身につける『ビジネスマナーカード』を使い
エース社員を育てる研修を「デライト式認定講師」
のろうサポスタッフが行います。

6 4回でオリジナル人事制度が作れます
社長の想いをとことんお聴きしてオリジナルの評
価制度・賃金制度を作ります。深刻な人手不足の
時代なので社員を育てて定着する組織を目指しま
しょう。(50名までの会社向けです)

7 「社労士診断認証マーク」の取得をお手伝いしま
す。年に一度の企業の「健康診断」として人事労務
のチェックをすることで「人を大切にする企
業」を掲げます。まずは「職場環境改善宣言」
から始めましょう!

※4, 5, 6は現在説明会実施中です。
お気軽にお申込みください。

リモートワーク実施中
お電話受付時間 8:00~16:30

ご無沙汰しているお客様へ
訪問はうそだと思われていた矢先、私たちの感染
拡大で心配から、あついています。
皆様どうぞご無事で、お元気にしてください。

実況! ろうむプラス

『採用支援サービス』編

今月は9/15(木)

14:00~15:00

中継み、お聴きに

昨年よりスタートした新しいサービス『ろうむプラス』
では、働き方改革を支援するサービスなどをお客様へ
ZOOMで情報発信しています♪
今回は、『採用支援サービス』のご紹介をします(^_^)☆

今はこういう状況ですが...

採用 どのようにお考えで

すか? 実はコロナフクシンの接

種がすすんでいるアメリカでは、すでに

「人手不足」のニュースがあり、

今だけではなく、未来の

ために効果的な採用

を支援します。

こちら実際にご利用

頂いている求人画面です。

indeedを活用し、1ヶ月で

約15名の応募がありました!



indeed ログイン

検索履歴・保存条件

近隣の焼き鳥居酒屋スタッフ(キッチン・ホール)

〒100-0001 東京都千代田区千代田

即日就労OK 駅近5分以内 社員賃金あり 色紙

交通費支給 昇給あり 面接時マスク着用 15-

1 応募

100%お任せ

ろうむプラス【9月カレンダー】

～お客様へZOOMで情報発信！～

“WITHコロナ”時代でも・・・

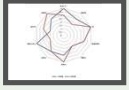
お客様と繋がりたい！有益な情報発信をしたい！

毎月、ZOOMを利用したコミュニケーション企画『ろうむプラス』を開催中です。働き方改革を支援するサービスや最新の労務関連の情報をお届けします。ネット環境にあればどこからでもお聴きいただけます。ご興味のあるテーマをお申込みください。

事前お申込み
↓
URLをお知らせします
↓
開催日時にクリック



9 September 2021						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

日にち	時間	テーマ・概要	担当者
9/9 (木)	14:00～ 14:40	コロナ時代の労務管理指南シリーズ 『職場でコロナ感染の疑い？！会社の初動対応のポイント』  新型コロナウイルスの予防や感染者が発生したときの対応に関する基本的な事項をお伝えします。万が一に備えて初動対応をイメージしておきましょう。	川村
9/10 (金)		エース社員育てます！『デライト式カード研修』  コロナ禍で社員同士の懇親を深める機会が少ない... こんな時こそ社員研修！直近の事例をご紹介します。	笹村
9/15 (水)	14:00 ～ 14:30	節約予算でいい人材を採用する『採用支援サービス』  ワクチン接種が進んでいるアメリカでは、すでに「人手不足」になっています。採用するなら今のうち！です。	池田
9/27 (月)		どんなに忙しい社長でも必ず完成する！『オリジナル評価制度』  人材から人財へ！オリジナル評価制度を作成し、社員のパフォーマンスを高めませんか？同一労働同一賃金にも対応できます！	堀田
9/29 (水)	14:30～ 15:30	所長待機タイム☆(個別20分程度)  労務面で気になっていることはございませんか。 細かな懸案事項など個別でご相談にのります。	川村

- 🌸 開催日3日前(営業日)までにメール(staff@gogo4864.jp)、お電話(04-7192-8391)にてお申込ください。
- 🌸 ZOOMに不慣れな場合は、お申し出いただければ事前にご指導いたします。
- 🌸 スピーカーのあるパソコンにてご参加下さい。スマートフォンでもOKです。
- 🌸 10月以降も継続開催を予定しておりますのでご期待ください。

柏ろうむサポートはお客様の“WITHコロナ”時代の労務管理、人材活用を支援します